

## 日田市学校給食費条例施行規則の一部改正について（趣旨）

### 1. 目的・理由

物価高騰に伴う賄材料費の増加に対応するため、学校給食費の額を改定するとともに、日田市学校給食費条例の改正に伴い規定の整備を行うもの。

### 2. 主な制定内容

学校給食費の金額について小学校を 4,900 円、中学校を 5,500 円に改定するとともに、日田市学校給食費条例の改正に伴い規定の整備を行うこと。なお、条例の改正により日田市立の小中学校に在籍する児童・生徒にかかる学校給食費については無償化するもの。

### 3. 施行の時期

令和 6 年 4 月 1 日から施行すること。

### 4. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第 4 項第 4 号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったもの。

### 該当理由

日田市教育委員会にて審議を行うものであるため。